



近畿税理士会

発行 平成16年8月

泉大津支部だより 16年夏号

No.1 2

発行/近畿税理士会泉大津支部 支部長 林 武史

泉大津市二田町1丁目14-13

TEL 0725-21-6263

編集委員/原正人・高岩弘至・石谷秀志・岩間新吾・森福清和・山口秀美・辻公平

着任のご挨拶

泉大津税務署長 白崎 利宗



盛夏の候、近畿税理士会泉大津支部の会員の皆様方には、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。私、この度の人事異動により大阪派遣国税庁監察官室から赴任してまいりました白崎でございます。泉北地区における納税道義は、非常に高い水準にあると伺っており、この地に勤務できることを光栄に思っております。

微力ではございますが、全力を尽くしてまいりますので、前任の永島署長同様、御指導・御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境を見ますと、経済実態面では経済の国際化、高度情報化の進展があり、複雑化しております。また、国民の皆様の税に関する関心はますます高まってきております。さらに、行政に対し更なる透明性が求められております。

税務行政の運営に当たっては、このような環境の大きな変化に的確に対応しながら、納税者の皆様より負託された責務を果たすため、「適正・公平な課税の実現」と「期限内納付の定着」に向けて努力していくことが重要であります。

4月から実施されております改正消費税法につきましては、特に、新たな課税事業者となる事業者の皆様に対して、自ら適正な申告と納税ができるよう、消費税法の改正内容・消費税の仕組み、記載方法等について周知を図っていく必要があります。制度の円滑な定着に向けて、各種施策を効果的に実施していく必要があります。

しかしながら、このことは、国税当局の力のみで達成できるものではなく、皆様方の温かい御支援と御協力が是非とも必要でございます。

どうか、今後とも、一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、近畿税理士会泉大津支部の今後ますますの御発展と会員の皆様方の御健勝・御事業の御繁栄を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



1面	着任のご挨拶
2面	総会開催報告 心のひろば
3面～4面	知識あれこれ 「遺言執行者について」
5面～6面	第11回誌上研修 「平成16年度所得税関係の税制改正について」
7面	租税教室へ講師派遣
8面	告知板・会員異動・新会員自己紹介・ 原稿募集・編集後記

総会開催報告

去る6月4日（金）、リーガホテルアルザ泉大津にて、近畿税理士会泉大津支部の第24回定期総会が開催されました。昨年度の事業報告に続いて本年度の事業計画案及び予算案、支部規約改正の件といった議案がそれぞれ審議されましたが、滞りなく全議案が承認され無事閉会の運びとなりました。



心のひろば 最近ハマったもの・・・それは

山口 秀美

韓 国ドラマ「冬のソナタ」が大ブームです。去年は衛星第1で、また今年4月からはNHK総合でも放送されていますが、放送時間が夜中近くにもかかわらず、20%近い視聴率をたたき出しているそうです。日本経済新聞社の2004年上半期の日経MJヒット商品番付の西の大関には、このドラマの主人公を演じる「ヨン様」（ことべ・ヨンジュン氏）が挙がり、またNHKのその番組関連商品の売上が35億円にも達し、その業績を押し上げたというのですから、「冬のソナタ」の経済効果は計り知れません。

その結果、2002年の日韓共催のサッカーワールドカップ以来の新たな韓国ブームが起こっています。ただ、今回のブームの際立った特徴は、女性が主導になっているということと、ハングルを学ぼうという人が激増したことにあります。

何を隠そう私も、初めは何気なく放送を見始めたものの第3話ぐらいから、すっかりハマりました。まず放送を日本語吹き替え版で見て、もちろんビデオも撮って大体内容とセリフが頭に入ったところで、今度は韓国語に切り替えて見てと・・・文法など全くわからなくても、吹き替えでなく、そのままの俳優の声で楽しみたいという気持ちにさせられたのは確かです。また、関連の本や雑誌、サウンドトラックのCDやエレクトーンの楽譜集、インターネットの動画配信料等々、私も多少なりともこの経済効果に貢献（！？）してしまいました。

ところで、時折「このドラマのどこがそんなにいいのか？」という声もちろほら聞こえてきます。もちろん、物語の展開もドラマチックですし、俳優さんの演技もとても繊細で、それに音楽がまた本当に心に沁みます。

でも、あえて言うなら「本当に好きだと思うものって、なぜ好きかなんて理由は言えないんです！」（ちなみに、これは主人公のセリフのひとつです。）・・・はまっています。

遺言は、その内容によっては、相続人間の感情の対立を生むこともしばしばあります。また、遺産の管理を必要とする場合や、第三者との関係を解決するために法律的な知識が要求されることもあるでしょう。このようなとき、遺言執行者を選任すれば、遺言者の意思にそって、相続人の利害を調整しながら、適正な遺言の執行を行なうことが期待されます。以下では、遺言執行者に関して調べたポイントをいくつか紹介いたします。

1. 遺言の執行と遺言執行者

遺言の執行とは、遺言の効力が発生した後にその内容を実現する行為のことを指します。遺言の内容により、遺言の執行を必要としないもの(例：相続分の指定及びその委託、遺産分割の禁止等)もあれば、相続人が執行してもよいもの(例：信託の設定、祭祀承継者の指定等)もありますが、特に相続人以外の第三者に執行してもらわないと困る場合もあります。そこで、このような遺言執行をする目的のために、特に選ばれた者を遺言執行者といいます。

2. 遺言執行者の指定及び選任

① 遺言による指定

遺言者は、遺言で遺言執行者を指定または指定を第三者に委託することができます(民法1006条)。遺言執行者に指定された者は、必ず遺言執行者にならなければいけないわけではなく、就職を承諾することによってはじめて遺言執行者となります。したがって、承諾するか否かは指定を受けた者に委ねられますが、いつまでも返事をしないことは利害関係人に迷惑をかけることになるので、民法では、利害関係人は、相当の期間内に、就職を承諾するか否かを遺言執行者の指定を受けた者に対して催告することができ、期間内に確答がない場合は承諾したものとみなす旨の規定がなされています(民法1008条)。就職を承諾したとき、承諾とみなされたときは、直ちにその任務を行わなければなりません(民法1007条)。ただし、指定された者が、未成年や破産者である場合、遺言執行者には就職できません(民法1009条)。なお、遺言執行者は一人に限定されるわけではなく、複数人の場合を想定した規定も民法では定められています(民法1006条、1017条)。

② 家庭裁判所による選任

遺言執行者が必要(例：遺言による認知、相続人の廃除等)であるのに遺言で指定されていない場合、指定された者が就職を拒否した場合、遺言執行者の解任、辞任あるいは死亡の場合等は、利害関係人の請求によって家庭裁判所が遺言執行者を選任します。

3. 遺言執行者の解任及び辞任

① 解任

家庭裁判所は、遺言執行者がその任務を怠ったとき、その他の正当な事由があるときは、利害関係人の請求により、解任することができます(民法1019条)。正当な事由とは、遺言執行者が相続人の一人に特に有利な取扱いをする等、遺言の実現のために公正な執行を期待できない場合をいうとされています。

② 辞任

いったん就職を承諾した遺言執行者が辞任するためには、正当な事由があり、かつ家庭裁判所に対して申立てを行い、その許可を得た場合に限って、自ら辞任することができます(民法1019条)。正当な事由とは、長期にわたる病気等で任務の遂行が事実上困難または不可能になる場合をいうとされています。

4. 遺言執行者の地位、権利義務及び職務

① 地位

遺言執行者は遺言者に代わってその最終意思である遺言の内容を実現する者ですが、死者である遺言者が権利義務の主体とはなり得ないことから、遺言者の代理人とはいえず、したがって民法は相続人の代理人であるとしています(民法1015条)。しかしながら、遺言執行者が必ずしも相続人の利益のためにのみ行為すべき責務を負うものではないという趣旨の判例も存在しています。

民法上、遺言執行者が相続人の代理人として構成されている関係上、遺言の執行に関しては、善良な管理者としての注意義務や報告義務等の委任に関する規定が一部準用されています。

② 権利義務

遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有し(民法1012条)、相続人は、相続財産の処分その他遺言執行者が行なう遺言の執行を妨げるべき行為をすることはできません(民法1013条)。遺言執行者を無視してあるいは遺言執行者の存在を知らずに相続人が相続財産についてなした処分行為は、無効であるとされています。

また、遺言執行に関する訴訟については、法定代理人としてではなく自ら訴訟上の当事者適格を有すると解されています。

③ 職務

・ 相続財産の管理

遺言執行者は、就職と同時に遺言の内容に従って相続財産に対する管理処分権を有することになるので、遺言執行の対象である相続財産の存否の調査を行ない、必要に応じてその引渡しを受け自らの管理下におく等、必要な措置をとらねばなりません。

・ 相続財産の目録調製

就職後遅滞なく、執行の対象となるべき相続財産の目録を調製して、相続人に対して交付しなければなりません。目録に記載すべき相続財産は、これを特定しうる程度であれば足り、その評価額まで記載する必要はないとされています。

・ 身分に関する遺言の執行

認知の遺言は戸籍への届出を行なうことが必要となります。また、相続人の廃除あるいは廃除の取消の遺言の場合は家庭裁判所に申し立て、審判を経て戸籍の届出を行ないます。

・ 財産に関する遺言の執行

遺贈の遺言があった場合は、その内容に応じて、受遺者に財産を引渡し、不動産については所有権移転登記の手続を行ないます。

5. 報酬

遺言に報酬についての定めがあればそれに従い、定めのない場合は家庭裁判所が相続財産の状況その他の事情を考慮して定めることができます(民法1018条)。遺言において報酬を定める場合には、確定金額で表示することも、執行対象財産の価額に対する割合で指定することも可能であるとされています。

以 上

(参 考)

遺言執行の実務 / 新日本法規

第二版 FAのための相続税申告相談シート集 / 銀行研修社

財産相続の法律知識 改訂新版 / 自由国民社



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012

大阪市中央区谷町1丁目5番4号

TEL (06) 6941-6888

FAX (06) 6947-2800

URL: <https://nl.vpo.fenics.or.jp/vnfs/>

保険

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、全税共年金
所得補償、総合事業保障プラン、小規模企業共済
ゴルフアース保険、自動車保険

金融・カード

税理士(マーク入り)カード、住宅ローン
自動車ローン

不動産

トリニテシステム(相続対策)、不動産情報(売買、仲介)
戸建住宅、ビルの賃貸

販売あっせん

業務関連用品、パソコン関連、オフィス家具
紳士・婦人服イージーオーダー
健康食品(プロボリス、カキ肉エキス)
チタン製印鑑、ガソリン、墨石、墨園

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権
(株)公益社、リース関連、人材派遣
セキュリティ、コーヒーマシン・バーレンタル
保養施設

平成16年度所得税の税制改正のうち重要と思われるものを概括しました。

1. 土地等建物等の譲渡損失についての損益通算の廃止

- ①平成16年1月1日以降の土地等建物等の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の額は他の土地等建物等の譲渡による譲渡所得以外との損益通算及び繰越控除が認められなくなりました。
- ②また、土地等建物等の譲渡による譲渡所得以外の他の所得の金額の計算上生じた損失の額は、土地等建物等の譲渡による黒字の譲渡所得の金額があるときでも、その損失の額は、その黒字の譲渡所得の金額から控除できないこととされました。
- ③前年から繰り越された純損失の金額は、土地等建物等の譲渡による譲渡所得の金額の計算上控除できませんが、前年から繰り越された雑損失の金額は、土地等建物等の譲渡による譲渡所得の金額の計算上控除できます。

2. 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の改正

(改正後：居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越制度)

(平成16年1月1日以後譲渡に適用)

- ①譲渡した居住用財産について譲渡契約日の前日に住宅借入金等を有することが適用条件の一つとされていましたが、今回の改正によりこの要件がなくなりました。
- ②過去にこの制度を適用を受けている場合は、この特例の適用はできなかったが、今回の改正により前3年以内に適用している場合に適用することができなくなった。
- ③上記1のとおり平成16年以後の土地等又は建物等の譲渡所得の金額の計算上生じた損失は他の所得との通算および翌年以降の繰越は認められないが、この特例による譲渡損失は、他の所得との損益通算および繰越控除が認められる。
- ④純損失の繰戻し還付制度の対象となる純損失の金額に特定損失の金額を含めないで計算することとされました。

3. 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越制度の創設

<制度の概要>

- ①個人が平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間に所有期間が5年を超える一定の要件を満たす居住用財産(以下「譲渡資産」という)の譲渡(その個人の親族等に対するものを除く。以下「特定譲渡」という)をした場合(その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日においてその譲渡資産に係る住宅借入金等を有する場合等に限る。)において
- ②その譲渡資産の特定譲渡による譲渡損失の金額があるときは、その譲渡損失の金額のうち、その特定譲渡した年の長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡対価を控除した残額を限度)については、一定の要件の下で他の所得から控除することができる。(損益通算が可能)
- ③②の損益通算してもなお控除しきれない部分の金額は、その年の翌年以後3年間繰越控除が認められる。
- ④この規定は2の「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越制度」との選択適用とされています。

4. 長期譲渡所得の特別控除の廃止及び税率の改正 (平成16年1月1日以後譲渡に適用)

- ①長期譲渡所得の100万円の特別控除は、廃止されました。
- ②長期譲渡所得の税率が26%(うち住民税6%)から20%(うち住民税5%)に改正されました。

5. 短期譲渡所得の税率の改正 (平成16年1月1日以後譲渡に適用)

全額総合課税した場合の上積税額との比較計算はなくなり以下のとおり改正されました。

- ①一般の短期譲渡所得に対する税率 ————— 一律39%(うち住民税9%)
- ②国等に対する譲渡で一定の証明がされたもの ————— 一律20%(うち住民税5%)

6. 優良住宅地等のための譲渡に対する税率の改正 (平成16年1月1日以後譲渡に適用)

- ①課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の部分 ————— 14%(うち住民税4%)
- ②課税長期譲渡所得金額が2,000万円超の部分 ————— 20%(うち住民税5%)

7. 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正 (平成16年1月1日以後譲渡に適用)

非上場株式を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得に対し適用される税率を26%(うち住民税6%)から20%(うち住民税5%)に引き下げる改正がされました。

8. 公募株式等証券投資信託を譲渡した場合の改正

①上場株式等の範囲の拡充により上場株式等に公募株式等証券投資信託が含まれることとなり、その譲渡益課税も上場株式と同様申告分離課税で10%(うち住民税3%)、平成20年以降は20%(うち住民税5%)の税率が適用され課税されることとなりました。

従前は、譲渡、解約による差益は非課税 損失は切捨て(平成16年1月1日以後譲渡に適用)

②上記①の改正にともない公募株式等証券投資信託も特定口座保管上場株式等の対象となりました。

(国内の公募株式等証券投資信託は平成16年10月1日以後譲渡に適用)

(外国投資信託の公募株式等証券投資信託は平成16年4月1日以後譲渡に適用)

③上記①の改正にともない公募株式等証券投資信託の受益証券の譲渡損失も上場株式等と同様繰越控除の対象となりました。

この譲渡損失には、償還・解約損も含まれます。(平成16年1月1日以後譲渡に適用)

9. 住宅ローン控除の改正

平成16年度居住分については平成15年度居住分と同じ制度とし平成17年から平成20年の4年間にかけて段階的に控除できる最高額が縮小されました。

具体的な借入金の年末残高の限度額及び控除率は以下のとおりです。

住宅を居住に用いた年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高	各年の借入金等の年末残高に 乗ずる控除率	各年の控除限度額
H16・1・1 ～H16・12・31	10年間	5,000万円以下の 部分	全期間 1%	50万円
H17・1・1 ～H17・12・31	10年間	4,000万円以下の 部分	1～8年目 1%	40万円
			9～10年目 0.5%	20万円
H18・1・1 ～H18・12・31	10年間	3,000万円以下の 部分	1～7年目 1%	30万円
			8～10年目 0.5%	15万円
H19・1・1 ～H19・12・31	10年間	2,500万円以下の 部分	1～6年目 1%	25万円
			7～10年目 0.5%	12.5万円
H20・1・1 ～H20・12・31	10年間	2,000万円以下の 部分	1～6年目 1%	20万円
			7～10年目 0.5%	10万円

10. 中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は特別控除制度の改正

(平成16年4月1日以降取得等した特定機械等に適用)

器具及び備品の一台又は一基の取得価格が100万円以上から120万円以上に改正されました。

また、特別控除の対象となるリース費用の総額が140万円以上から160万円以上に改正されました。

11. 青色申告特別控除の改正 (平成17年分以後所得税適用)

正規の簿記の原則に従い記録している者の青色申告特別控除が65万円に改正され、いわゆる簡易な簿記の方法により記録し、その帳簿書類に基づく貸借対照表、損益計算書を添付した確定申告書を提出期限までに提出した場合に認められる45万円の特別控除が廃止されました。

したがって青色申告特別控除額は、65万円か10万円のいずれかになりました。

12. 公的年金控除額の改正 (平成17年分以後所得税適用)

65歳以上の公的年金等控除額の最低控除が140万円から120万円へ定額控除が100万円から50万円に改正されました。

13. 老年者控除の廃止 (平成17年分以後所得税適用)

年齢65歳以上で合計所得金額1,000万円以下の者(老年者)に適用されていた老年者控除50万円が廃止されました。

以上

<参考資料>

税務研究会 / 改正税法の要点解説

ビジネス教育出版社 / 平成16年度 税制改正Q&A

租税教室へ講師派遣

本年も泉北地区租税教育推進協議会主催の租税教室へ講師を派遣しました。

前年も授業を行いました南松尾中学校から、生徒の感想文と社会科担当の原田教諭からお礼状をいただきました。この中から、3年A組辻本結衣さんの「社会の成り立ちを知り」を掲載します。

なお、泉北地区租税教育推進協議会発行の「租推協だより（平成16年3月号）」は、支部ホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。



開催年月日	学校名	学年	講師
16.1.27	鶴山台北小学校	6年	横山光治 税理士 國廣好行 税理士
16.2.20	北池田小学校	6年	阪東 寛 税理士 吉岩博子 税理士
16.2.27	南松尾中学校	3年	阪東 寛 税理士 吉岩博子 税理士

泉大津税務署様

先日は昨年に続き、お忙しい中私共の学校で「税に関する授業」をして頂き、ありがとうございました。生徒達も、昨年の先輩からこの授業に關して話を聞いていた様で、大変楽しみにしておりました。講師の先生のお話も身近な事柄を取り上げたり、又巧みな話術で生徒達も中学生生活最後によりお話を聞けたと喜んでおりました。又、機会がありましたら、よろしく願います。どうもありがとうございました。

和泉市立南松尾中学校
社会科担当 原田 忍

題名「社会の成り立ちを知り」 三年A組 辻本結衣
社会がどうも苦手で、きくと話についていけないのか、とすごく不安でした。でも図やコンピュータを使い、小さな事まで分かりやすく説明して下さい。とても理解できました。税と税理士、人の関わりを知って実感した二時間でした。私はこれまで税について全く考えていませんでした。でも話を聞いてとても身近なことであり、そして税理士がこれから考えていかなければならないことだと分かりました。私の一番身近な場所にある消費税について何も考えていなかった自分がとても恥ずかしく思います。何の疑いもなく、商品の値として当たり前のように消費税に税金を払っているとしか思いませんでした。社会の成り立ちの立派さに感心しました。もちろん、年金問題など難しいこともたくさんあるけれど社会の成り立ち、つまり税の循環が私の知らない所で、かりと考えることで、そして出来あがっていることに今更におどろ

題名「社会の成り立ちを知り」 三年A組 辻本結衣
きました。あと五年あまりで成人となり大人の仲間入りをする私達、その時までにこの自分が生きていく日本、又は世界の社会の成り立ちをし、かりと学ぶ、考えていかなければならないと思います。真剣に税について知り、これからの自分の社会について考えよう。そう思えるようになったのはこの授業も受けにからです。そしてこんな私にも分かるように丁寧に説明をして下さい。にからです。あの貴重な二時間の話を忘れず、これからの自分の身のためにいかせていきたいと思います。ありがとうございました。

支部行事 告知板

<支部研修>

- 中小企業金融における
新たな動きと中小企業経営 —
日時 平成16年7月9日(金)
午後1時30分から午後4時
場所 テクスピア大阪3階
- 大阪府信用保証協会 —
日時 平成16年8月10日
- 資産税および電子申告 —
日時 平成16年9月予定
- 法人税 —
日時 平成16年10月予定
- 資産税 —
日時 平成16年11月予定
- 所得税 —
日時 平成16年12月予定
- 資産税 —
日時 平成17年1月予定

<四支部合同研修会>

日時 平成16年10月22日予定

<会員の異動>

平成16年7月6日現在 会員 110名(内法人1)

入 会

- 平成16年5月18日 中尾 誠一 先生
事務所: 〒594-1111 和泉市光明台2-33-10
TEL 0725-55-1216 FAX 0725-55-1243
- 平成16年4月23日 藤田 晃久 先生
事務所: 〒595-0813 泉北郡忠岡町忠岡南3-2-5
TEL 090-1154-9305
- 平成16年6月15日 宮本 和雄 先生
事務所: 〒594-0031 和泉市伏屋町3-7-34
泉北第2ビル5階
TEL 0725-55-7665 FAX 0725-55-4210
- 平成16年6月29日
税理士法人パートナーズ関西和泉中央事務所
事務所: 〒594-0066 和泉市桑原町247-6
TEL 0725-45-0063 FAX 0725-44-1832

退 会

- 平成16年1月30日 吉田 貞之 先生(業務廃止)
平成16年3月31日 菅 正之 先生(業務廃止)
平成16年4月5日 一場 住夫 先生(泉佐野支部へ)
平成16年6月28日 原田 鎮郎 先生(南支部へ)

新会員自己紹介

堀 茂樹 昭和29年9月15日生(登録番号: 97539)

事務経験は長いですが、税理士として歩み始めたばかりです。分からないことばかりで、ご迷惑をお掛けすることも多々あるとは存じますが、諸先輩方のご指導を賜り、一日も早く一人前の税理士になれるよう精進致しますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

経歴 昭和53年関西大学経済学部卒業
昭和53年～平成10年塩崎会計事務所勤務
平成10年～平成15年7月中原税理士事務所勤務
趣味 ゴルフ・旅行
信条 何事にも誠心誠意ぶつかること

谷口 哲也 昭和44年8月2日生(登録番号: 98552)

皆様、はじめまして。平成15年10月に登録となり、泉大津支部にお世話になることとなりました。なにぶんにも若輩者でございますが、税理士としての社会的使命と責任を自覚し、今後一層地域社会に貢献できるよう尽力する所存でございます。今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

大学卒業後、銀行勤務5年・会計事務所勤務5年を経て登録と同時に開業。
家族構成: 妻と子供が二人(二女)
趣味: ボウリング・プロレス観戦

原稿募集!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>

広報委員会では常時、この掲載記事を募集しています。

書式は、字数 1680字(1行24字×70行)以内で、できるだけ、テキスト・ファイル形式でメールにて送信ください。もしくは、原稿用紙1行24字×70行以内でも結構です。



仕事・随想・趣味などテーマは問いません。

お問い合わせは、広報委員会 原 正人まで。

TEL 0725-23-5558 FAX 0725-23-5585

e-mail hara-kaikai@mjs.ocn.ne.jp

編集後記



暑い日が続く今日この頃ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

36時間研修や電子申告制度など我々税理士業界も激動の時代を迎えています。

会員先生方にも、とまどいやお悩みをお持ちの方がおられるのではないのでしょうか。

この支部だよりをご利用頂き、より良い情報共有の場としてご参加いただけましたら幸いです。

高岩 弘至